

「公辺江諸家より御届書抜」

— 文政一〇年轅輿事件に関する

「津軽家咎二付五大力其外共 六」の史料翻刻及び解説を中心に—

山石 勉

一 史料の性格及び轅輿事件について

本稿では、筑波大学附属図書館所蔵「公辺江諸家より御届書抜」（請求記号ム二一四―七六）を取り上げる。特に分冊六「津軽家咎二付五大力其外共 六」では、陸奥弘前津軽家と轅輿事件に関連する部分（一丁表―一丁表、一八丁裏途中―二三丁裏途中）に焦点を当て、史料翻刻と共に考察を加えていく。

底本とした「公辺江諸家より御届書抜」（写真1の1、1の2、1の3）は、縦二六・三cm×横一八・八cmの和装本で、四ツ目綴である。史料全六冊の内、分冊一から分冊五の表紙左側には各分冊に記された内容が該当する年号と共に、「公辺江諸家より御届書抜 一（漢数字は各分冊）」と題が付されているが、分冊六のみ「津軽家咎二付五大力其外共 六」（写真2の1）と表題が変えられている。分冊一のみ表紙の右上に「高等師範学校」の文字が印刷されたラベルが貼付され、同校の分類記号が記されている。そのすぐ下には東京高等師範学校時代の分類

記号が記されたラベルも貼付されている。（分冊二から分冊六は印が押され、分類記号が記されている。）各分冊の一丁目表に「東京師範学校図書印」と朱の印記があること（写真2の2）から、底本の受入は東京師範学校と改称した明治六年（一八七三）から高等師範学校と改称する明治十九年（一八八六）までの間である。下小口には全ての分冊に「一（漢数字は各分冊） 公辺^{（トビ）}諸家より御届書抜」と小口書がある。丁数は分冊一が二九丁、分冊二が三二丁、分冊三が三〇丁、分冊四が三一丁、分冊五が二七丁、分冊六が三三丁である。

分冊三を除いた各分冊の巻末（最終丁）には「河村直方所持（ス）」と記され、「朝」という墨印の印記がある（写真2の3）。同様に「河村直方所持」と記された史料は、筑波大学附属図書館所蔵では他に「雑秘書」（請求記号ヨ二一九―一九六、及びヨ二一六―二二四）、「嘉永六癸丑年亜美理加國書附和解」（請求記号ヨ二一九―四九）、「嘉永七甲寅年亜美理加渡来横濱日記」（請求記号ヨ二一六―二六七）がある。一つ目の「雑秘書」は天保年間から文久元年（一八六一）まで八分冊に記さ

れており、二つ目の「雑秘書」は文久二年（一八六二）正月から慶応三年（一八六七）正月まで三二分冊（三四卷）に当時の情勢を記した文書である。^②「公辺江諸家より御届書抜」の筆者が誰なのかという点については明確にすることができなかったが、所持していた文書の内容から、所持者である河村は徳川幕府が収集した情報や海外情勢にかなり高い関心を持っていた人物と考えられる。

各分冊の内容詳細は別表に記したが、その概略は分冊一から分冊五までは主に各大名・旗本家から徳川幕府に提出された届出や伺書を中心に記載している。しかし分冊六では前半部において轅輿事件に関する諸々の記述を取り上げており、「公辺江諸家より御届書抜」の筆者の関心が最も払われている。轅輿事件とは文政一〇年（一八二七）三月に將軍徳川家斉の太政大臣昇進、世子家慶の従一位昇叙の式が執り行われた際、津軽家当主津軽信順が幕府の許可無く轅輿に乗って登城し、幕府から逼塞を命じられた一件である。^③轅輿とは座席の下に二本の棒柄を付けて従者が手で持つ輿を指し、^④衣冠束帯を着用する大札や法要の日に用いた。詳細は後述するが使用者は家格により限定されており、津軽家は本来輿を使用できない立場であることが問題とされた。逼塞とは門を閉じて昼間の出入りを禁じた謹慎刑であり、閉門より軽く、遠慮より重い処分である。夜間、潜り戸からの目立たない出入りは許された。^⑤

二 史料概要

「津軽家答二付五大力其外共 六」には轅輿事件に関する口上書や短

歌、長唄や歌舞伎の一部を引用した落書が記されている。翻刻部分の中で轅輿事件に関わる落書の概略を掲載順に示す。

① 「津軽一件菓子程引札」

この一節は、轅輿事件を菓子屋の引札の中の口上書になぞらえたものである。「四品」は轅輿事件がおきた文政一〇年当時の官位が従四位下であった陸奥弘前津軽家当主の津軽信順（文政七年一二月叙、文政八年四月家督相続）^⑥を指し、「牡丹」は津軽家の家紋である津軽牡丹を指した言葉である。「本所の新屋敷」や「本所川添町」は『甲子夜話』での新しい門扉に落書きをされた記述の存在から、本所川端（現東京都墨田区横網一丁目付近）にある津軽家下屋敷を指している。本所川端の屋敷には隠居していた先代当主津軽寧親がいた。文中の「白丁銚り」や文末の「折物」、「茶瓶」、「先箱」は、同じ文政一〇年の大札における出羽久保田佐竹家の轅輿の行列を参考^⑦にすれば、津軽信順が轅輿に乗って行列したことを示している。佐竹家の行列では挟箱や草履取、轅台持や厩者に白丁（白布の狩衣）を着せたことが記されており、「白丁銚り」から津軽家も佐竹家と同様、轅輿の行列の従者に白丁を着せ、行列を組んだと考えられる。「折物」は爪折立傘（傘の骨の端を内側に折り曲げ、広げた時外周に沿って棲折った形になる袋入立長柄傘）を指し、「茶瓶」は行列に携行する茶弁当を指す。^⑧「先箱」は大名の衣服入れである挟箱を対箱で行列の徒先に並べる格式で、大名の乗物の後に持つ跡箱より高い格式であった。^⑨「割下水」は津軽家の轅輿が道筋を変えて隅田川の川沿いを北に向かい、本所の割下水の方から帰邸したことを示

している【写真3】。『甲子夜話』では「又聞く、或人当日途中にて見たるは、彼侯退朝のとき、両国橋より居屋鋪の方へは行かずして、川端を上り」と記していること¹⁰から、両国橋より東に直進し、本所の津軽家上屋敷（現東京都墨田区緑二丁目付近）に入るルートが本来の帰路であつたと考えられる。

② 「文政十亥年三月十八日津軽越中守方二而献立」

ここでは轅輿事件を料理献立に見立てて記している。「津軽越中守」は津軽家当主津軽信順の官途であり、「かさわら」は津軽家家老笠原八郎兵衛皆当を指している。

③ 「呉服太物大安売」

「岩城」とは、津軽信順に対する逼塞処分を名代として拝命した出羽亀田岩城家当主岩城隆喜を指している。隆喜正室は津軽寧親の娘であり、近親者として名代を務め、幕府の命を津軽家に伝える役目を負つた。「大作鉄炮之種か嶋」は、文政四年（一八二一）四月に下斗米秀之進等が当時の津軽家当主津軽寧親の狙撃を企み未遂に終わった「相馬大作事件」を指す。相馬大作とは、事件を主導した下斗米秀之進の変名である。津軽家初代津軽為信は元龜二年（一五七二）に石川城（現弘前市）を攻めて南部家からの独立を図り、天正一七年（一五八九）一二月に豊臣秀吉から朱印状を与えられ、所領を安堵された。その結果、初代為信以来、津軽家と南部家は対立関係になり、「相馬大作事件」の一因となつた。

④ 「津軽家咎二付五大力」

五大力として二首記されているが、いずれも長唄「五大力」の始

りにあたる「いつまで草のいつまでも」の部分を変形している。長唄「五大力」は、同名の地唄の後半の歌詞を借りて長唄に作り替えたメリヤスもの（歌詞が短く、抒情的で、しんみりした場面で使用される曲）で、歌舞伎「五大力恋緘」の第二幕の中で遊女小万が三味線へ「五大力」と書き誓いを立てる場面に使われた。「五大力」とは五大力菩薩を意味しており、手紙の封じ目等に五大力と書くと、他人に見られることなく無事に先方に届くという言い伝えがあつた。これが転じて魔除や貞操の誓いとして、キセル、かんざし、小刀、三味線の裏皮等に書き付けられるようになり、芝居の場面としても利用された。一首目の「水野」は老中水野忠成、「田安」は御三卿田安斉匡を指す。田安斉匡は津軽信順の岳父であつた。末尾の狂歌は『藤岡屋日記』には比定し得る部分はないが、歌の内容は津軽家初代津軽為信が五撰家の一つである近衛家の猶子となつたこと、以来津軽家と近衛家が親密な関係を築いてきたことを示している。なお、轅輿事件で問題となつた輿は、近衛家から譲られたものである。

⑤ 「文政十年津軽家之義二付忠臣蔵狂歌」

轅輿事件を歌舞伎「仮名手本忠臣蔵」に引つ掛け、一首の狂歌として詠んでいる。三段目に記されている「龍の口」は伝奏屋敷や評定所があつた場所（現東京都千代田区丸の内一丁目付近）であり、役人が賄賂を取っていると庶民に認識されていた様子が窺える文意である。七段目に記されている「御徒目付」、「御小人目付」は、津軽家が轅輿を用いた際に咎め立てをしなかつたという理由で大目付目付を含めた一四名が押込や差控の処分を受けたことを指している。

⑥ 「文政十亥年津軽家いろは短歌」

「いろは」の順で始まる四八首を轅輿事件に例えまとめたものである。次章にて後述するが、歌詞から逼塞期間が一〇〇日と長期間として捉えられており、国替（三方替）がなされるとの流言があったことが窺える。

⑦ 「高尾せんげ之段」

長唄「高尾さんげ」の一節「紅葉ばの 青葉に茂る夏木立」で始まる部分を引用し轅輿事件に合わせた歌詞が二つ記され、その間にも歌詞が一つ挟まれている。長唄に記されている「津鳴雪中」は津軽家当主の名乗り津軽越中守と弘前が雪国である点を掛けている。三味線の「住山入江」と「沢井三右衛門」は津軽家と江戸幕府との折衝役である江戸留守居役であった杉山織衛と河合作左衛門¹⁵を、振り付の「成原八野兵衛」は家老の笠原皆当を指しており、この三人が轅輿事件で主導的役割を果たしていたと捉えられていた。間の歌詞の「津軽様幾つ」から「身上つぶした」までは『藤岡屋日記』にも記載がある。「沼津」とは老中である水野出羽守忠成を指す。老中水野が時の権力者として方々から賄賂を受け取っていた人物と捉えられており、津軽家からも色々な贈物を受け取っていたと世間では認識されていたことを示している。

⑧ 「軽業の口上」

「右京（大夫）」は当主信順の父である先代津軽寧親の官途。「羽州」、「大作」は前述の相馬大作事件を指す。「四本」は四品（従四位下）と掛けており、「十万石」は文化五年（一八〇八）一二月に

津軽家が蝦夷地の恒久的警備の代償として石高が一〇万石に高直しされたことを示している。¹⁷

⑨ 「助六のせりふ」

「五葉牡丹」は家紋に牡丹（津軽牡丹）を用いた津軽家、「上げし」のしくじり」は轅輿事件、「閉門」は逼塞処分で屋敷の門を閉めていることを意味している。「エ、つがるねえ」は歌舞伎「助六由縁江戸桜」での助六の台詞「エ、つがもねえ」¹⁸と津軽を掛けた言葉である。

⑩ 「忠臣蔵役割」

⑤と同じく「仮名手本忠臣蔵」と掛けて轅輿事件を一三段でまとめている。九段目の「親子」とは、田安斉匡の娘婿である逼塞処分を受けた津軽信順と、その父で御目見差控を申し出て受理された津軽寧親¹⁹を指している。一〇段目の「国主」は国持大名を意味しており、国持大名であれば轅輿に乗れたと世間では受け取られている様子が窺え、津軽家が国持大名ではないことを皮肉った表現である。

⑪ 「津軽家輿をかみたるに自から三角の法あり」

「三角」は「三欠く」であり、この事件で恥と法と義理の三つが欠けたことを述べている。つまり津軽家は恥をかき、大目付は法を欠き、老中水野忠成は義理を欠いたことを意図している。「大目付」のくだりは法に基づいて津軽家に対し轅輿使用を注意しなかった点を示し、「水野」は老中水野がいろいろと贈物を受け取りながら津軽家を庇わなかったと世間では捉えられていたことを示す記述である。

⑫ 「北国の言葉」

將軍家の御大札に関わる人々を絡めた詞が記されている。「周防守」は老中松平康任、「鷹司殿」は京都からの勅使の一人である鷹司輔熙を指している。なお、『藤岡屋日記』では、津軽「はでハしんしたら跡がきうくつでおす」と南部「久しいしやくも少しハひらきんした」という詞も記載しており、この一連の詞も轅輿事件と絡めたものであると考えられる。

⑬ 「腰の痛薬」

「腰」を「輿」と掛けた記述である。文中の「野州」とは老中青山下野守忠裕を指し、津軽信順の逼塞処分が老中列座の下、青山忠裕役宅において申し渡された事実^⑪を述べている。

⑭ 相撲取組表

文頭の「笠原」、「河合」、「杉山」は⑦と同じ組み合わせである。「阿尾山（青山）」、「磐木（岩城）」、「此江（近衛）」、「田哉寿（田安）」、「田津野（水野）」も轅輿事件に関連する人物達である。「黒石」は弘前津軽家分家である黒石津軽家を指す。下の当て字を読み下すと「挙句の果ては国替だろうか。逼塞いつまで、さてさて外聞、進物目録したたか」となる。

「津軽家咎二付五大力其外共 六」では『藤岡屋日記』^⑫にもほぼ同じ記述が見られる箇所が③及び④の五大力、⑦、⑧、⑫とあり、『青森県史 資料編 近世3』^⑬においても⑫、⑬、⑭の記載があることから、轅輿事件に対する津軽家への批判が市中において広く流布されていた様子が窺える。中でも「南部（盛岡）」、「田安」「水野（出羽）」の語句が頻出

しており、その解釈を通して民衆の津軽家に対する捉え方を浮かび上がらせることができる。

「南部」は当時、津軽家と長年反目する関係にあった陸奥盛岡南部家を指している。前述した「相馬大作事件」では事件の首謀者達が捕らえられ処刑された。そのため判官鼻眞の形で南部家側に同情的な空気が強く、津軽家に対する厳しい見方が存在した。本史料でも当時人気を博した長唄や歌舞伎と掛け合わせた記述が見られる。「仮名手本忠臣蔵」が⑤と⑩で使用されているが、「相馬大作事件」との類似による引用と考えられる。「田安」は御三卿田安齊匡の娘と津軽家当主信順との婚姻関係を指摘する語句である。先代津軽寧親は二度の高直しを幕府に要請し認められるなど、津軽家の家格向上に熱心であった。將軍家近親である御三卿田安家との縁戚関係構築で自家の家格を更に高めようと望み、民衆には轅輿の使用も田安家の権威を背景に起した行動と捉えられた。一方「水野」は、津軽家が幕閣有力者で時の老中水野忠成に対し進物をすることで関係を築こうとしていると世間で認識されている語句である^⑭。先の田安家との関係も合わせ、津軽家の行動は世間では権力に擦り寄る姿勢として捉えられて反感を買っていた様子が窺える。

轅輿事件に関し、『青森県史 資料編 近世3』には落書「新板田舎くわんねん」^⑮が掲載されており、「津軽家咎二付五大力其外共」とは異なる特徴を三点指摘できる。一点目は、江戸留守居役への認識の違いである。「新板田舎くわんねん」では「国中からして米金登せて進物目六やりくりせしめて、今度の仕落を川合にぬり付云訳立にと責だハ何事」^⑯「おのれ計 加増を取やら、家老二なるやら」とあり、二度の高直し

をした津軽家及び家老笠原皆当（文政六年一二月家老となる）⁽²⁶⁾が江戸留守居役の河合作左衛門に罪をなすりつけていると捉えられ、同じ江戸留守居役の杉山織衛も含めた三人を轅輿事件の主導的人物とした「津軽家咎二付五大力其外共」とは異なる見方で書かれている。二点目は、津軽家が民衆に嫌われていた理由が窺える部分の存在である。落書には「絹布・木綿や小間物正札、酒屋・肴屋江暮しの商売物まで威勢をふり立一切払わず、町々迷惑、やれくこまつた屋敷じや」と記され、津軽家が威勢を振りかざして諸々の代金を踏み倒していた様子が窺える。「威勢」とは御三卿田安家の縁戚であることを背景とした行動と考えられる。三点目は、弘前領内の窮状が江戸で認識されていることである。「国中ひっそり端々小者・小大工・職人・座当・小手間取、ねぎや山伏、巫女⁽²⁷⁾の果まで喰やくわすの難義になる上、家中ハ一統朝から晩迄式歩面はなさず、かゆをすゝりて御祈禱したれば何んにも喰ずのほんまのけつさい」との記載から、弘前領内での食料不足が少なくとも落書では認識されていることが分かる⁽²⁸⁾。

「公辺江諸家より御届書抜」も「新板田舎くわんねん」も江戸における落書を記したものと想定されるが、二点目で津軽家が嫌悪されていた理由を詳細に記し、三点目で弘前領内の事情に通じていることから、後者は津軽家の屋敷がある本所近辺というだけでなく、津軽家に入入りし事情に精通している者から聞いた話と考えられる。また、二点目及び三点目で指摘した記載は、南部家や田安斉匡、水野忠成と絡めた批判が多い「津軽家咎二付五大力其外共」とは異なる特徴であり、轅輿事件における津軽家に対する世間の厳しい評価は幕府関係者との関係構築以外に

も要因がある点もあわせて指摘できよう。

三 轅輿事件における津軽家逼塞処分に関する江戸幕府の事情

文政一〇年三月の轅輿事件で津軽家当主津軽信順は翌四月二五日に幕府より逼塞処分を申し渡された。今回の事件後、幕府から津軽家御用人が呼び出しを受けた際に①先代寧親の時代には束帯登城の機会がなく、今回初めて登城の機会が訪れたので使用した、②四品に昇進後初めて狩衣を着用した際も届を出すことがなかった為に、轅輿使用についても届を出す必要がなかったと考えていたと、幕府に対し回答している。しかし寧親が文化八年（一八一二）正月に老中松平信明に対し、以前より津軽家と関係の深い近衛家から贈られた轅輿の儀式や法会の際における使用を求める伺を出しながら許可されなかった先例もあり、津軽家の弁明は認められずに処分が下された⁽²⁹⁾。

当主信順の逼塞は閏六月六日付で御免となり、世間で噂された一〇〇日より短い期間で終わった。しかし津軽家にとり轅輿事件の影響は逼塞だけでは終わらなかった⁽³⁰⁾。史料中でも度々国替や三方替の話題が記されており、巷間の認識としては何らかの懲罰的転封が行われるのではないかと考えられていた。結果的に今回の処分に伴う弘前との領知替は行われなかったが、江戸屋敷の四方替が行われた。津軽家が逼塞御免となつた同じ頃、將軍徳川家斉の子松菊が阿波徳島蜂須賀家へ養子に出される⁽³¹⁾ことが決まり、それに伴い蜂須賀家江戸屋敷を拡充するため、蜂須賀・津軽両家の他、三河吉田松平家と因幡鳥取池田家の四家が絡んだ屋敷替

が行われた。蜂須賀家へは数寄屋橋門内（現東京都千代田区丸の内三丁目付近）にある松平家上屋敷が添地として与えられ、松平家には向柳原（現東京都台東区浅草橋五丁目付近）の津軽家中屋敷が替地として与えられた。そして中屋敷を幕府に収公された津軽家に対しては、品川戸越中村（現東京都品川区戸越一丁目付近）の池田家下屋敷を与えられることが決まった。³¹ 戸越自体は武家地の多い場所であり、弘化年間においても二人の屋敷があつたが、戸越中村は必ずしも屋敷地としてはふさわしくない場所と大名間では認識されていた。『甲子夜話』では戸越中村を「この戸越中村と云は鈴ヶ森辺にて、殊更の悪地、荒蕪のみと聞く」と表現しており、その理由を「其うへ刑場に近きが故に、牛馬の死骸を弃て、その穢臭を風吹送て堪がたく、且刑場にて屍を喰馴たる犬ども籬落を躰来れば、小兒などかとは戸外に出し難しとぞ」として鈴ヶ森刑場が近い為に牛馬の死骸廃棄による異臭や刑場の屍を食い散らかす野犬の存在をあげている。³² 『甲子夜話』では、江戸屋敷四方替による津軽家中屋敷の戸越移転を記した項の最後で「かくの若き体も此侯の罪却やと、陰ながら嘆息せり」と結んでいる。江戸城に近い向柳原から戸越への屋敷移転の理由を「此侯の罪」すなわち津軽信順の罪によるものではないかと捉えており、輾輿事件が江戸屋敷替に影響したと考えられていたことを窺わせる。戸越中村の中屋敷は『慶応四年武鑑』にも記されており、幕末に至るまで屋敷替は行われなかった。³³

輾輿事件において幕府は津軽家に対し大変厳しい態度で臨んでいるが、その理由として御三家庶流への輾輿使用許可問題が絡んでいた。御三家庶流とは、尾張家分家美濃高須松平家、紀伊家分家伊予西条松平家、水

戸家分家陸奥守山松平家及び常陸府中松平家を指す。高須・西条両松平家は初官が従四位下侍従で家督相続後に少将、守山・府中両松平家は初官が従四位下（四品）で家督相続後侍従に任じられる家格であった。文政一〇年当時は高須・西条両家当主が従四位下左近衛権少将、守山・府中両家当主が従四位下侍従であり、³⁴ 四品である津軽家よりも官位が上位である点が問題を複雑にした。御三家庶流は衣冠束帯にて登城の節に輾輿を使用しないことが仕来りであつたが、文化一三年（一八一六）に尾張家付家老成瀬正寿を通じて輾輿の使用を求める伺を提出している。だが四品でも輾輿を用いない家の存在や質素第一の時節柄を理由に、この時は伺を却下された。³⁵ 前述のように津軽家も文化八年に輾輿の使用伺を立てていることから、文化期において四品以上の大名の間で輾輿使用に対する関心が高まっていた様子が窺える。

しかし文政一〇年時点で当主信順の官位が四品にすぎない津軽家による輾輿使用は、御三家庶流を刺激した。御三家庶流は津軽家の他に伊予宇和島伊達家や陸奥二本松丹羽家が同席（大広間詰）であるにも関わらず、今回の將軍家御大札に際し輾輿を使用したことを理由に再び輾輿使用許可を求め、伺を提出した。だが、ここでも幕府は御三家庶流の伺を退けた。なぜなら、幕府は大札や法事の際に輾輿を使用できる大名を、加賀金沢前田家や薩摩鹿児島島津家など二二家（御三家は除く）に限定していたからである。³⁷ その取り決めの中に伊達家と丹羽家は含まれていないが、御三家庶流各々や津軽家は含まれていない。その結果、津軽家のみ「強而相用候趣」であり「不念」であるので、「以後相用申間敷段ハ、私共より申達置候様ニも仕候」として、御答の対象とされた。³⁸

従前より幕府は、四品の大名等が華美な方向に向かうことを度々禁じてきた。宝永六年（一七〇九）一二月では四品の大名が従者に布衣や白張を着せて召し連れることを禁じ、安永五年（一七七六）三月では四品以下の諸大名による爪折の長柄傘使用を禁ずる触書を出している³⁹。諸大名の官位昇進や行装格式の制定は幕府（最終的には將軍）に属する。官位昇進や行装格式上昇は將軍への「御恩」を認められたものであり、大名は「奉公」を誓うべきと幕府は考えていた。大名の行装に対する一連の規制は、「奉公」の評価としての「御恩」に基づかない大名による勝手な行装を認めない幕府の姿勢を示している。津軽寧親の四品及び侍従への昇進や二度の高直しも、蝦夷地警備という「奉公」を評価されたものであった⁴⁰。しかし津軽家による輦輿使用は、寧親時代の官位昇進や高直しとは異なり「奉公」を評価された結果に基づくものではなく、行装格式を規定する幕府の法令に抵触し、津軽家への処分につながった。幕府は厳格な行装格式統制の方針を、その後も変えることはなかった⁴¹。

註

- (1) 筑波大学中央図書館十周年事業計画委員会年史編纂部会編『筑波大学図書館史』（筑波大学附属図書館、一九八九年九月）、三、二〇頁。
- (2) 『雑秘書』（請求記号ヨ二一六―二二四）の分冊二四、二五、及び三二から三四では「河村存誠」と記されている。河村存誠が直方と同一人物であるかどうかは不明である。
- (3) 輦輿事件に関しては、児玉幸多『日本の歴史 第18巻 大名』（小学館、一九七五年七月）や『新編弘前市史 通史編2（近世1）』（弘前市企画部企画課、二〇〇二年六月）にて説明がなされている。

- (4) 小川恭一編著『江戸幕藩大名家事典』下巻（原書房、一九九二年六月）二〇〇頁。
- (5) 中村幸彦、中野三敏校訂『甲子夜話』6（平凡社、一九七八年一月）巻百「四」。津軽家でも逼塞中は夜間に上屋敷に詰める家臣の交代を行っていたが、途上の路地に落とし穴を掘られる悪戯をされ、家臣が穴に落とされたとの記述がある。
- (6) 石井良助監修『編年江戸武鑑 文政武鑑3』（柏書房、一九九一年九月）文政八年（巻之一）。
- (7) 『甲子夜話』6、巻九十四（一八）では、佐竹家の家から肥前平戸松浦家の者が借り写したものとして、文政一〇年の大札における佐竹家の行列を記している。
- (8) 小川恭一編著『江戸幕藩大名家事典』下巻（原書房、一九九二年六月）一九二頁、二〇二頁。
- (9) 小川恭一編著『江戸幕藩大名家事典』下巻（原書房、一九九二年六月）一八六頁。
- (10) 『甲子夜話』6、巻九十六（五）。
- (11) 『甲子夜話』6、巻九十六（五）。
- (12) 本多伸『弘前藩』（現代書館、二〇〇八年七月）一三〜一六頁。
- (13) 『日本舞踊全集 第8巻 演目解説Ⅷ』（日本舞踊社、一九八八年三月）一〇四頁。
- (14) 『青森県史 資料編 近世3』（青森県、二〇〇六年三月）文書番号一五六。
- (15) 『日本舞踊全集 第3巻 演目解説Ⅲ』（日本舞踊社、一九七九年七月）五六〇頁。
- (16) 石井良助監修『編年江戸武鑑 文政武鑑5』（柏書房、一九九二年五月）文政九年（巻之一）にて、杉山・河合両名は御城使として記載される。

ている。なお、河合は轅輿事件の責任を取らされ、御役御免の上で謹慎を命じられている(『青森県史 資料編 近世3』、文書番号一五六)。

(17) 『新編弘前市史 通史編2(近世1)』五八三頁。

(18) 諏訪春雄編著『助六由縁江戸桜 寿會我対面』(白水社、二〇〇〇年九月) 六二頁。「つがもない」は馬鹿馬鹿しいの意である。

(19) 『青森県史 資料編 近世3』、文書番号一五六。

(20) 『近世庶民生活史料 藤岡屋日記』第一卷(三一書房、一九八七年一月) 三八五頁。

(21) 『甲子夜話』6、卷九十六(五)。

(22) 『近世庶民生活史料 藤岡屋日記』第一卷、三八二〜三八七頁。

(23) 『青森県史 資料編 近世3』、文書番号一五六。

(24) 「公徳辨」では、水野忠成は「賄賂を取たらば、逼塞は不申付様に致方も有之なり」と津軽家との関係を否定しており、実際には津軽家が水野と緊密な関係を築いていない様子が窺える(「公徳辨 坤」(『丕揚録・公徳辨・藩秘録』、近藤出版社、一九七一年六月) 四六一頁)。

(25) 『青森県史 資料編 近世3』、文書番号一五六。なお、落書中のふりがなは『青森県史』をそのまま引用した。

(26) 『三百藩家臣人名事典』第一卷(新人物往来社、一九八七年二月) 二一九頁。

(27) 弘前領内では、文化一〇年(一八一三)九月に民次郎一揆がおきている。

(28) 『甲子夜話』6、卷九十六(七)。

(29) 中村幸彦、中野三敏校訂『甲子夜話』続篇1(平凡社、一九七九年八月) 卷三(三三)。

(30) 『徳川諸家系譜』第二(統群書類従完成会、一九九二年二月) 一八〇頁。

(31) 『甲子夜話』続篇1、卷三(三三)。

(32) 『日本歴史地名大系第一三巻 東京都の地名』(平凡社、二〇〇二年七月) 七七四頁。

(33) 『甲子夜話』続篇1、卷三(三三)。しかし鈴ヶ森刑場(現東京都品川区南大井二丁目付近)から津軽家戸越中屋敷(現東京都品川区戸越一丁目付近)まで直線距離にして四キロメートル近く離れていることから、大名間では誇張して捉えられていたと考えられる。

(34) 但し『文政十三年武鑑』以降においては、中屋敷として本所三ツ目通の屋敷(現東京都墨田区緑三丁目付近)もあわせて記載されている。

(35) 『徳川諸家系譜』第三(統群書類従完成会、一九七九年三月) 五五、八二、一四四、一七一頁。

(36) 『徳川禁令考』第四(創文社、一九五九年五月) 文書番号二四一六。

(37) 『徳川禁令考』第四、文書番号二四一六。なお、二二家の内で越中富山前田家と丹羽家のみ、代々の当主が四品に任じられた後に轅輿の使用が許されるとされた。侍従以上の家格では肥後熊本細川家や伊勢津藤堂家が含まれていない。その理由を窺わせる記述として藤堂家では初代当主藤堂高虎が轅輿を用いなかったことから、子孫においても駕籠にて登城していると記されている(『甲子夜話』6、卷九十六(一一二))。

(38) 『徳川禁令考』第四、文書番号二四一六。御三家庶流が津軽家の他に同席として引き合いに出した伊達家・丹羽家は、いずれも当時子年参府・丑年御暇の大名である。伊達・丹羽両家と同じ外様で一〇万石クラスである筑後柳川立花家、及び津軽家と同じく文化・文政期に当主の官職を従四位下侍従まで上昇させた陸奥盛岡南部家は、参府年が異なるために何で触れられていない。文政一〇年は亥年であるが御暇前の三月に御大礼が行われたため、前年の戌年に参勤した大名が参列したと考えられる。

(39) 『徳川禁令考』第四、文書番号二四〇八・二四一一。爪折傘の使用は
国持・溜詰・御三家庶流・越前家にのみ許された待遇であった。

(40) 堀新「近世武家官位の成立と展開 大名の官位を中心に」(山本博文
編『新しい近世史1 国家と秩序』新人物往来社、一九九六年三月)、
千葉一大「近世大名の身分と格式―盛岡・南部家の場合―」(『日本歴
史』五九九号、一九九八年四月)

(41) 『青森県史 資料編 近世3』、文書番号一五〇・一五三・一五五。

(42) 御三家庶流に対しては、天保八年(一八三七)九月、大礼時の衣冠束
帯登城において輦輿の使用が許可された。しかし諸大名に対しては、後
の嘉永二年(一八四九)五月にも安永五年と同様の爪折の長柄傘使用を
禁ずる触書が出されており、大名の行装格式を規定してきた幕府の方針
転換を意味するものではない(『徳川禁令考』第四、文書番号二四一七
・二四二〇)。

(やまいし・つとむ 筑波大学大学院人文社会科学研究所
歴史・人類学専攻大学院生)



【写真1の1】

「公辺江諸家より御届書抜」(外装表記は「公辺へ諸家より御届書抜」、請求
記号ム二一四―七六、筑波大学附属図書館所蔵)



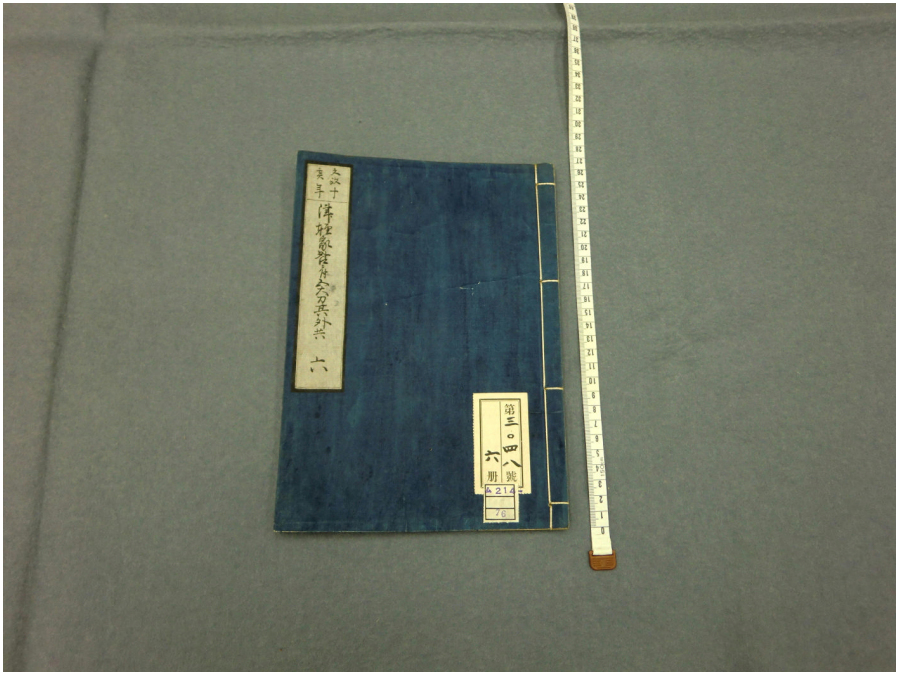
【写真1の2】

「公辺江諸家より御届書抜」下小口全体図。小口書の表記は「公辺へ諸家より御届書抜」と記されている。

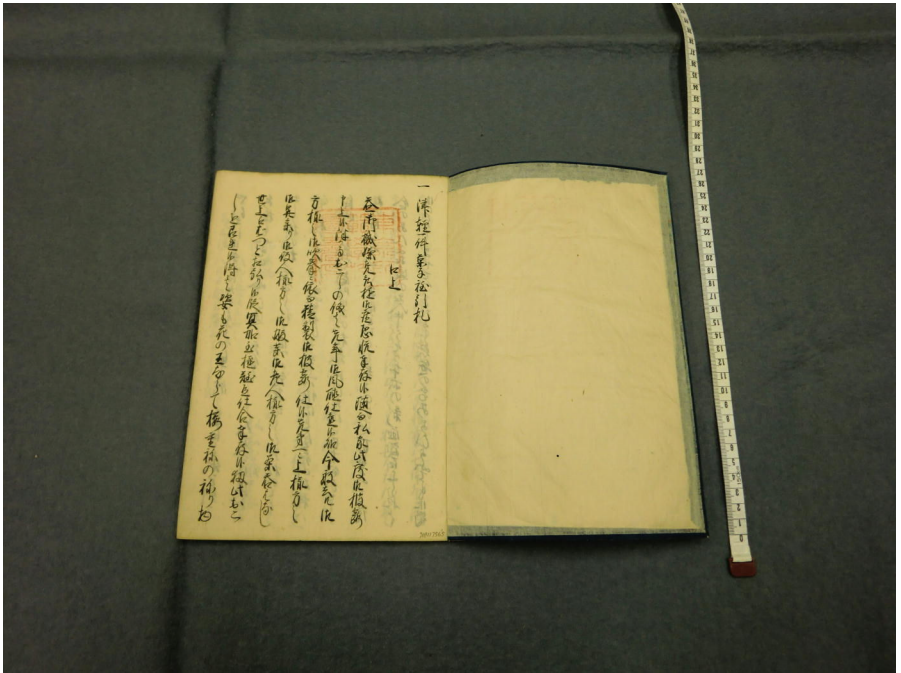


【写真1の3】

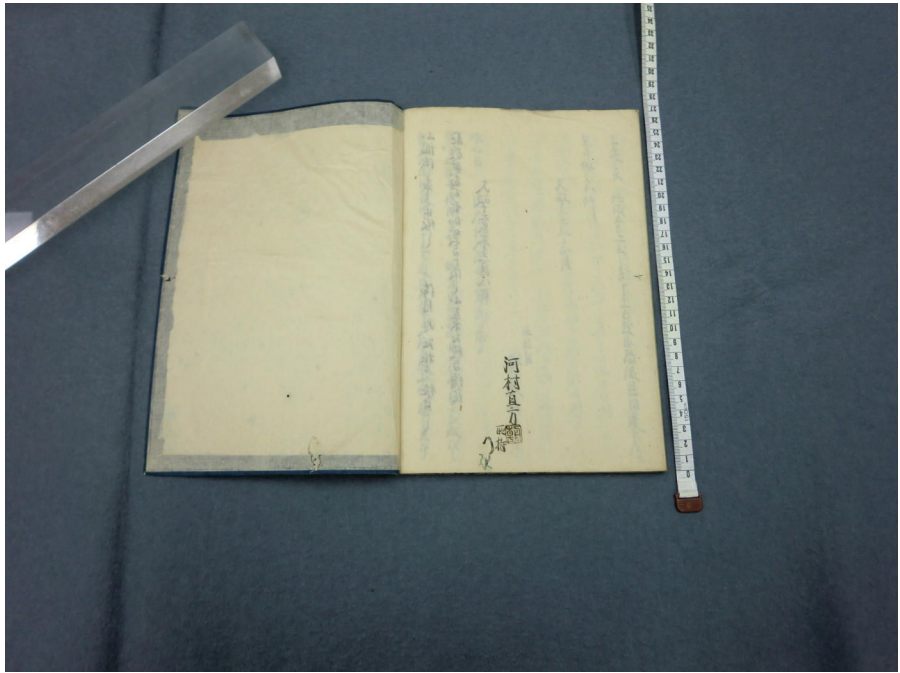
「公辺江諸家より御届書抜」全体



【写真2の1】
「津軽家咎二付五大力其外共 六」表紙。表題の上部に「文政十三年」と記されている。

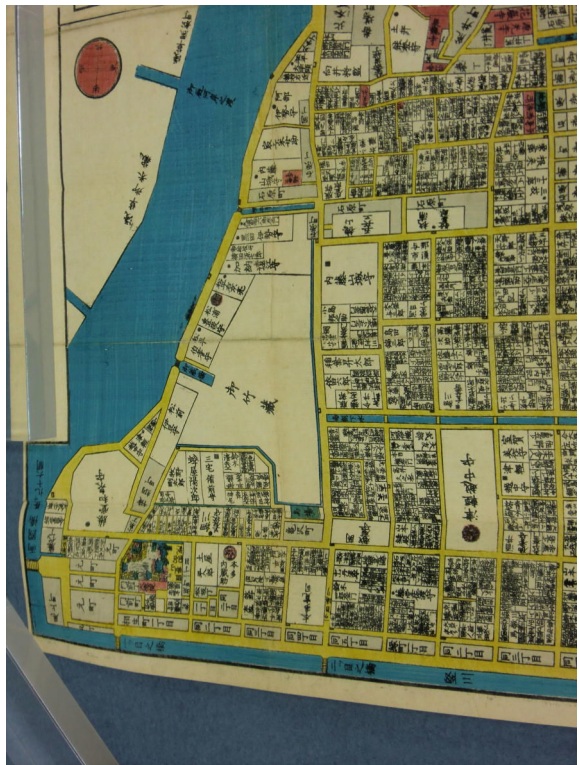


【写真2の2】
「津軽家咎二付五大力其外共 六」一丁表。「東京師範学校図書印」の朱印がある。



【写真2の3】

「津軽家谷二付五大力其外共 六」三三三裏。「河村直方所持」と共に蔵書印が押印されている。



【写真3】「本所繪圖」（請求記号ネ〇四〇一九一、筑波大学附属図書館所蔵）

上方が北。左下の橋が両国橋。右側の南向きに家紋入りで「津軽越中守」と記されている場所が津軽家上屋敷である。津軽家は両国橋を渡ると、進路を北方向に変えて隅田川沿いの大名屋敷前を通り、割下水方面から上屋敷に帰邸した。

四 史料翻刻「津軽家咎二付五大力其外共 六」(一丁表〜一二丁表、一八丁裏途中〜二三丁裏途中) 及び「公辺江諸家より御届書 抜」別表(分冊一〜分冊五、分冊六の二三丁裏途中〜三三丁裏)

【凡例】

- ① 字体は原則として常用漢字を用い、異体字は原則として使用しなかった。
- ② 合字は原則としてひらがなに直した。
- ③ 変体仮名は原則としてひらがなに直した。しかし変体仮名の中で助詞として使用する「江」「而」はそのまま用いた。
- ④ 句読点は読点「、」を使用し、句点「。」は使用しなかった。
- ⑤ 割注は文字の右側に（ ）で示した。また、原文にて右側に文字が追加されている場合もそのまま右側に記した。
- ⑥ 繰り返し記号については、漢字は「々」、ひらがなは「々」、カタカナは「々」とし、二字以上の繰り返しは「く」とした。
- ⑦ 別表において、番号は各冊番と掲載されている順に付した文書番号を記し、発給及び受取に関して具体的名称が記されていない場合は「一」とした。種別における分類では、まず大名(旗本)家から幕府側の人物に出された文書の内、付札が付されている書付を「伺」、付されていない書付は「届」とした。反対に幕府側から出された法令や書付は「通達」として分類し、出来事の記述など分類がで

いものは全て「その他」とした。

(表紙)

文政十	津軽家咎二付五大力其外共 六
亥年	

一、津軽一件菓子程引札

口上

益御機嫌良被遊御座恐悦奉存候、随而私家此度御披露申上候津かるおこの儀は先年御風聴仕置候処、今般去ル御方様之御吹拳ニ依而精製御披露仕候、先第一ニ上様方之御開参り、御役人様方之御腹葉、御老人方様之御茶呑はなし、世上江ばつと相弘り候段、冥加至極難有仕合奉存候、扱此おこしを召連候得は、婆も花の王ならて桜重ねのねり物や、引出す

御茶の口取もはでな白丁鍔り、ま白と氷を割下水桶もいすかと喰ひ違ひ、
 差合なしと大造な御進物等出し損の、折詰ならねと御門ハ封付、ひらく
 を松のミとりなり、宮こさあんハ決而用ひず、遣ふハ佐渡と金花山、砂
 糖ハ自慢の三盆や、当時四品の柱幕つひ取組だ御すまひとつふの月も打
 過て、団扇をあくる暑さの頃迄百日さつと請合の、あんに相違の出入中、
 うそか本所の新屋敷、召上られて御らうじませ、てつとたまらぬ笹の雪、
 あまひよふても御蜀犬ケ、御老中ハ曇らぬ鏡、御風味ならハ一文銭、裏
 ハ七浦外ケ浜、干菓子の果の御方様迄うきハ浮ふのうき牡丹、ぼたんハ
 そんなそ夫々の、人も先々御相伴、御病気分の御見舞、ケ条の御祝ひ御遠
 慮の、見舞かるひ軽めう思ひの外軽う済むのか、御上の御仁政不限多少
 二相続仕、不相替御用向相勤候様偏奉願候、已上

御折物 野州本所川添町

御茶瓶 弘前屋越中様

御先箱

此外ニ御座候品々

去ル三月十八日より当日粗相いたし申候

一、文政十亥年三月十八日津軽越中守方二而

献立

馬鹿とそ

御銚子御酒

吸もの

鯛へん

つくし

現蓋

かね取娘も
 難決くる身
 国かひこわひ
 とんためにあわひ
 もの入かん

御恥肴

いかゝとかめあひ
 付合とふそれん根
 百日まつ竹

御さしみ かさわら

けん長しくじり
 とふ生死のり

御井 さわき医師

いんかん

けちふり

二度目

御吸物 恥おかき

興米

ゆ波浮

引而

だます 上を恐れす

恥をかき鯛

三年懸もみうり

御藩 こまり米

どう生を
 それ見る

南部いは竹

香物 なんつけたくさん

いつとふ

ぐつく

国生

つぼ どう松露

汁 はしいも

腹きり身

罪入 青きとかめ

しんかん

ふと煮轡も

ひよんな

ほかせり

猪口 したしもの

平皿

こしらい茄子

かねしんじよ

ほふく

しれ玉子

やけ物 恥付やき

相済而

おかし

ゑよふ

御茶

笑

牡丹餅

右之通

おとがや

平いつ

呉服太物大安売

乍恐以口上書御披露奉申上候

各々様方益御機嫌良被遊御座、恐悦至極奉存候、随而私店之儀御蔭ヲ以今度逼塞仕、迷惑至極奉存候、依之先達而中呉服太物類新形模様等為工夫、轡輿ニ而江戸中乗廻し、自身見分仕候之処、京鹿子娘道成寺

或は五大力、忠臣蔵、吉原細見、年代記等色々御取沙汰、異口同音ニ御評判ニ預り、猶又当時逼塞中閑暇ニ付色々相考、仕法相改、手代共迄不残取替或は改易切腹等申付、百日目ニ而御免之上大閑開商売仕候間、不限多少御用向被 仰付、当日より御賑々敷御来駕之程奉願候、猶又御懇意之御方様江も半知ニなるだの所替だのと申儀、御吹聴ニ下間敷候様奉願候

一、唐船高名之しんせくか太織嶋

四万八千石より

一、大作鉄炮之種か嶋ちりめん

六ヶ年以前

一、堅いつらて金銀をとろめんの御羽織地

一包より

一、辰の口顔の皮ハ厚板の御帯地

同断

一、殿ハとんすの御ばかま地

三拾壹才

氣を紅緒の御裏附

一、不束な轡格子嶋

三月十八日

一、家老用人めくら嶋

四月廿五日

一、恥を掃除の岩城木綿

四月廿三日

一、近衛家から間似合をいふき紬

四月廿八日

一、目付役はとんだめに青梅嶋

四月廿八日

一、うれしかる南部嶋

二百已来

一、風説はいろくといふもの御上下地

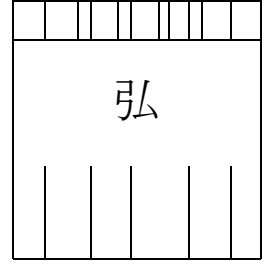
七拾五日

一、笹山は今重忠の秩父絹

四月御用番

尚又御意ニ入不申候節は何ヶ度も差控被 仰付へく候、当日家

中差出申候



手くだに乗物町

かふさらし問屋

長柄屋叔治郎

津軽家咎二付

五大力

いっはり草の揚こし、なまなか乗て物おもひ、たとひせけんてわらはるとても、とんと水野かむねをまつ、ア、なんとせう、田安の心うちとけて、うわへハ知らぬ御大法、さわさりながら、かゝる手ひととき御咎め、やがてお国ハ替るぞへ、おしき金出し候しく（つこ）

五大力

わらわれ草のいつまでも、なまなか轆ものならひ、たとへしかられひきいるとても、しんと公儀のさたをまつ、ア、なんとせう、せてひの人にうちとけて、うわべすまぬか御大札、さわさりながら、語る色なきこのふせひ、やかて出よそひ代るそゑ、おしき国替候かしく

津軽見急ぼう輿か邪魔

津軽減ツ毛こしか業サ

むかしより近衛な輿は津軽ねへ

みつにとり込公家の御旧記

一、文政十亥年津軽家之義二付忠臣蔵狂歌

初段 上

焚こみし蘭奢も薫る八幡座ゑこ巖眞なき若の御目利

二段目 西丸

曲りたる松の小枝を本蔵かすつかり切っていたす老功

三段目 龍之口

まゐなひを取りて承知の請合は跡先見ずの高野師直

四段目 家中

思ひきや殿の不覚を我等までみな閉門のうきめみんとハ

五段目 南部

天ばつの其身に当る二ツ玉扱もよい気味く

六段目 家老

言訳の立さる上は兎も角も腹をや切らん早野勘平

七段目 御徒目付

御小人目付

まひなひの御相伴せし九太夫かきあらハれて体のわるさよ

八段目 屋形

一筋に娘を思ふ親心無理なえにしもこしらへてミル

九段目 本所奥方

手を合せふししづミツ、女気もなんと言葉もなく斗也

十段目 越中

一具りきんで見てもはじまらず長柄は恐蔽ひ耳竹

十一段目 世間一同

評判ハ江戸の角から炭部屋のくらやみならぬあかりのをゝし

一、文政十亥年津軽家

いろは短歌

いかにりつはかしたひとて
はてさして出た其かはり
ほんのそゝといひながら
とうくすへハ此しだら
りきむこゝろもよはるなり
るすゐのわざと皆いへど
わかひミからて隠居とは
よなかに用はたすものゝ
れうけんかへていつとても
つゝしミをたゝ第一に
なかくおもふな百日を
むさくてならぬ下こひに
ゐとく心もしをたれて
おくにがへとはしれてある
やしき四ヶ所か皆戸しめ
けがやさうどう出来なり
このえ殿ではすまぬなり
てきたるためしなきものを
さりとてわるひりやうけんを

ろくく人にとひもせず
にどゝこしにハのられまひ
へいせぬだてかすきるゆへ
ちからも何もおちはてゝ
ぬすミ丈く人めいまさら
をいとしいのはつかる殿
かちうの人のおもわくも
たにんのしらぬ心痛に
そつと内証ですますなり
ねるもおきるもまゝならず
らい年までもかゝるのか
うすぎたなひも一ばぬぞ
のちの工夫もいではこそ
くやんで今はかへらねど
まがさす時はいづとても
ふるひしゆ二うでいひぬけを
えきなき相談けんもんで
あかはちかひて外聞も
きくもきのどくア、せうし

ゆめ見しように只一度

みのおさまりはいくじなし

ゑつき十分南部殿

もはや落首もふるめきて

するさへやかて大江戸中

めには見事ニかざれども

しほんのしやうぞくきおさめに

ひろさき今に三方替

せけんの人の口まねを

京も田舎てうわさするらん

高尾せんけ之段

紅葉はの青葉にしける夏の頃、はなむたるなりけらし、いらざる事をさ
まくに、^口我ハ親笠原のたつてすゝめに輿に乗、^合うらみもならぬ長
急のうきみ、^合田安なんでもたのむより、^合外へとふらぬそのけぶり、門
をあけたる夜はとてもなし、人のわらひとなる身ほんに、隠居ゑん慮の
武の世界、やがてをん明ヶ御国替

長唄

津鳴雪中

住山入江

三味線

沢井三右衛門

杉山織江

川井半右衛門

戌原初野兵衛

八野兵衛

振り付

津軽さま幾つ、十万石よ、まだ輿ははやいな、あの米うつて、この米売
て、沼津にとらしき、ぬまづどふした、あつちう向てかまハない、田安
のゑんで、すべつてころんで、あつたら身上つぶした、其時どふした、
たれにもいわず、見るともいわず、みんななげて仕廻つた

めりやす高尾

にしきはのいしやうにおこる芸者たち、はれハとかめてなりけらし、ね
だりし中の品々ハ、^ハわれハ松屋はらからの為に貰ひしとてのふち、う
こきもならぬなはめのうき身、ういそつらひぞ牢屋のならひ、たんと取
たるきものよりもとかおこりしはし煙リ、ないてはかさぬ夜半とてもな
し、人のながめとなる身は番所、じんく浦かも出忠世界、のきんミハ
おしらすや

愁 傷 逼 塞 値 千 金 時 有 流 行
国 有 禁 瑕 瑾 後 来 家 代 々 眼
前 当 惑 昼 汔 汔

(一) 一丁裏く一八丁裏途中は中略。この部分では、文政六年(一八二
三)五月下旬から六月中旬にかけ、紀伊和歌山藩領内で起った紀ノ川筋
一揆を風刺した狂歌が記載されている。)

軽業の口上

先年父右京、羽州におゐて大作のために大評判に預りました倅馬鹿太
夫越中、去年中御当地罷登り、此度御当所におひて御覧に入奉り升、
芸等は四本竹の重畳へのぼりつめ、そして装束を改め升る、是を名付
て侍従のかたち、末に至り升れハ、膳の輿に乗り移り、橋の上より割
下水辺屋敷廻りをのり廻り升、此義もはなれ業に御ざり升れハ、首尾
能まいれば御慰ミ、万一仕損じまして閉門の節ハ幾重ニも御用捨御免
之程を願ひ奉り升、末々に至り升れハ、大道具大仕懸にして十万石を

ひつくり返し、四万八千石と替り升る、夫より八方外ヶ浜景色、三方
替にいたし御覧ニ入奉り升、其ため口上恥かき左様

南部よるこんで御評判願上奉り升

助六のせりふ

遠からぬものハけにもきけ、近くハ寄て目にも見よ、しくじるだろ
馬鹿の町、五葉牡丹の紋付ハ、たつとのみぬけ六ニも又、上げこしの
しくじりとも、^ハエ、^ハエ、ばかなどの、間近くよつて閉門をおかみ奉れ、
エ、つがるねへ

忠臣蔵役割

頼みましよう 権門之進物
してまた何か御所置 こしにのりたき
役二たつたハたつた一日 こしで行列
家中の外は出入をとめ 本所三屋敷
いすかのはしを違うとハ 弘前の留守居
いきを切たる大星力弥 在所の飛脚
由良之助はいまだ参上仕ませぬ 御免之御奉書
ほしがる人ハやまく 弘前之国替
親子をハ案し 田安殿
つり合ぬハふしんのもと いき過た国主の真似
あまたの家中を持たながら あさき津軽の越中殿
ぬひたる刀をさやに納め 盛岡殿

日本一のあほうの鏡

一日を悦んで末代のはぢ知らぬ

一、津軽家輿をかゝるに自から三角の法あり

かきつけぬ輿をかゝるたて恥をかき法をかゝるたり義理をかゝるたり

はちをかく 越中 法をかく 大目付

義理をかく 出羽

金銀を多く遣ひし目方にや津軽といへど重きひつそく

北国の言葉

さぞまちどふておさりんしだろふ

伝奏衆

御免なんし

御馳走人

京はどこへ御出なんした

周防守

つれ衆ハ御帰りなんしたと

鷹司殿

御帰しもふしせんからそふ思て御出なんし

辰口前なひ

しんにいやでおさりいすか

御能拝見

エ、もふじれつとふおす

古金銀吹替

とふしひしよふねへ

神田橋御附

くち斗りいひなんす

一橋

ざつと能こせひておくれなんし

御宝塔

おだましなんすときゝいせん

蔵宿消印

しんに嬉しいねへ

上

もふちつと置申とふおす

神田橋

きつと御出なんしよ

日光御社参

又おちかい内に

將軍宣下

文政十亥年四月

腰の痛薬

逼塞丸

一廻り百日

抑此薬は大札より事おこり、野州ニ於て列座伝達、一子外聞ほかに類なし

一、田安江手を入れてよし、辰の口もよし、御徒目付御小人目付悪き日の喰屋ハせ、南部悦事真の如し

御免拵所

田安氏

<p>今 河合石</p>	<p>笠原催変 改四月廿六日より売出し</p> <p>杉山形</p> <p>のうれん恥をかき染 以前半まかき当時大見世</p>
<p>(五葉牡丹の絵)</p>	<p>弘前屋見江</p>
<p>よひだし</p>	<p>阿尾山</p>
<p>れつぎ</p>	<p>黒石</p>
<p>立あい</p>	<p>さし樋</p>
<p>よひだし</p>	<p>かへて</p>
<p>磐木</p>	<p>南部</p>
<p>名だい</p>	<p>よろこひ</p>
<p>迷わく</p>	<p>さそかし</p>
<p>此江</p>	<p>石羽</p>
<p>尾崎に</p>	<p>戸はしり</p>
<p>津川れ</p>	<p>やくから</p>
<p>よひだし</p>	<p>賤狩</p>
<p>揚久野</p>	<p>波手輪</p>
<p>国可枝</p>	<p>田路岡</p>
<p>ひつそく</p>	<p>伊津まで</p>
<p>佐手く</p>	<p>賀井ふん</p>
<p>新もつ</p>	<p>藻久録</p>

<p>田哉寿</p>	<p>岡地女</p>	<p>藻久録</p>
<p>こそりと</p>	<p>南名</p>	<p>志多鷹</p>
<p>しりもち</p>	<p>田津野</p>	<p>尾古人</p>
<p>高こし</p>	<p>木のどく</p>	<p>いづれも</p>
<p>木のとく</p>	<p>やりて</p>	<p>そん</p>
<p>わるひ名を世に揚こしの津軽様みゑハ一日恥ハ百日</p>		

「公边江諸家より御届書抜」別表

番号	年月日	発給	受取	種別	内容
一の1	元文元年	御小姓組番頭小笠原政登	—	伺	父子共に召出され、子の知行が父を超え別家になっている場合等の服忌令の解釈
一の2	宝暦5年5月19日	幕府目付	山下門当番藤田広祐	通達	番所において相方が忌中にて遠慮している場合の先例の確認
一の3	天明5年3月	常陸土浦土屋家	目付井上正在	伺	物乞いに来た者が頓死した場合における処理、非人と乞食の判別
一の4	天明7年7月朔日	老中松平定信	各家留守居	通達	將軍徳川家斉への代替わりに際しての演説
一の5	天明8年7月27日	—	—	伺	將軍御成時における平伏の者の雨具着用
一の6	寛政4年閏2月10日	老中鳥居忠意	陸奥仙台伊達家他9家留守居	通達	大目付廻状（出火時における江戸城登城）
一の7	寛政6年7月10日	幕府目付	出羽松山酒井家	通達	番衆供の者の塗笠使用御免について
一の8	寛政9年11月19日	老中戸田氏教	各家留守居	通達	大目付からの仰せ渡し（江戸城曲輪内外における出火時の対応）
一の9	天明3年8月25日	近江膳所本多家	江戸町奉行牧野成賢	伺	乱心・放心により放火した者への仕置き
一の10	寛政3年正月11日	丹波篠山青山家	江戸町奉行池田長恵	伺	ある者が夜宿に病身の母を置いて番所へ出頭したところ、宿より出火し母親が焼死した場合の仕置き
一の11	寛政3年4月20日	上野沼田土岐家	老中松平乗完	伺	領内寺院における朱印状盗難一件の顛末
一の12	寛政6年6月朔日	老中太田資愛	—	通達	組支配又は家来知行の百姓に掛かる詮議依頼が月をまたいだ場合における月番の取扱い
一の13	寛政11年9月24日	老中松平信明	万石以上の留守居	通達	大名家の中山道・甲州道中利用増加に伴う取り決め
一の14	寛政12年11月13日	—	—	通達	老中戸田氏教に確認を取った通達紹介（江戸城曲輪内で刃傷に及んだ際の心得）
一の15	享和3年2月24日	—	—	通達	徳川家基遠忌法要の参詣固め決定
一の16	文化3年8月15日	老中青山忠裕	各大名家	通達	大目付廻状（徳川家治二十一回忌法事中の拷問等禁止や普請・鳴物等の取り決め、法事日程）
一の17	文化4年8月26日	対馬府中宗家	—	伺	参勤時期伺（朝鮮国との交渉の目途が立つまでの在国希望）
一の18	文化5年3月7日	越前勝山小笠原家	目付佐野庸貞	届	小笠原家屋外の辻番担当場所できこった町人同士による喧嘩の顛末
一の19	文化5年閏6月7日	上野小幡松平家	老中牧野忠精	伺	一橋門勤番における江戸城登城及び町火消派遣について
一の20	文化5年12月	—	—	通達	街道における人馬賃割増継続及び特例の紹介
一の21	文化6年6月26日	伊予松山松平家	老中松平信明	届	当主松平定則弟勝丸の丈夫届提出
一の22	文化6年8月27日	目付彦坂紹芳	—	伺	將軍御成の際、番所担当の家が服忌中の場合における平伏の確認
一の23	文政2年12月3日	目付須田盛昭	—	通達	將軍徳川家斉娘浅姫通婚時における各門番の平伏
一の24	文化6年9月朔日	陸奥白河松平家	—	伺	松平家世子松平定永の父である当主松平定信の隠居願
一の25	文化7年3月19日	老中青山忠裕	武蔵川越松平家他5家	通達	老中青山の告知による勘定奉行通達（領内の内、関東の村々に関する高物成を調べ差し出すこと）
一の26	文化7年5月16日	信濃飯田堀家、越後糸魚川松平家	老中土井利厚	伺	堀家と松平家との間の屋敷の貸し借り
一の27	文化7年6月14日	老中松平信明	伊勢長島増山家	通達	將軍家法事による謹慎御免
一の28	文化7年8月23日	備前岡山池田家	老中青山忠裕	伺	領内備前国警梨郡須村から米沢村への名称変更願
一の29	文化7年12月	—	—	通達	町触（町中がお祝いの中でゆすり等を働く者がいたら番所に召し連れてくること）
一の30	文化8年正月	駿河台定火消屋敷	町々名主中	通達	火消屋敷抱の者が喧嘩口論をした場合は屋敷へ知らせるよう近隣名主・家主への通達依頼
一の31	文化8年5月朔日	江戸町奉行永田正道	—	通達	足軽中間が居酒屋や見世物場所で口論をしたならば知らせること
一の32	文化6年6月	越前大野土井家	江戸町奉行根岸鎮衛	伺	領内で起きた百姓一揆において容疑者への拷問許可願
一の33	文化8年7月5日	肥後入吉相良家	老中土井利厚	伺	当主父相良長寛が領内に向かう途上で備前岡山に立ち寄り、甥である池田斉政等との対面願
一の34	文化8年8月朔日	井上勝吉	勘定奉行松平信行	伺	幕府貸付金返済未納にかかる地主による田畑屋敷提供につき、地主が天領田畑も所持している場合の対処
二の1	文化8年12月6日	武蔵忍阿部家	勘定奉行柳生久通	伺	領内名主よりの田畑販売の願出
二の2	文化9年2月23日	三河興殿松平家	勘定奉行松平信行、道中奉行井上利泰	届	信濃沓掛宿での金子紛失一件の勘定奉行からの質問への回答、及び道中奉行への届出
二の3	文化9年2月	下野黒羽大関家	寺社奉行阿部正精	伺	咎を申し付けた領内百姓が日光山へ駆け込み訴えた件で、駆け込んだ者達の処分
二の4	文化9年4月4日	勘定奉行松平信行	信濃須坂堀家	通達	天領にて騒ぎを起こす浪人風情の者を捕縛に付き、私領に踏み込んでも捕縛する旨の近隣諸家への連絡
二の5	文化9年7月朔日	肥前唐津水野家	江戸町奉行根岸鎮衛	届	屋敷側の土手崩落につき生き埋めになった少女が死亡した件の報告
二の6	文化9年7月6日	旗本池田政則	若年寄堀田正教	届	芝田町にて通行途上酒に酔った侍に行列を遮られ、家臣が怪我を負った件
二の7	文化9年9月朔日	陸奥弘前津軽家	老中牧野忠精	伺	8月にロシア船出現との松前からの報告により、再度の江戸出府時期確認
二の8	文化10年2月	老中松平信明	—	通達	諸役人の勤務怠慢への注意
二の9	文化10年3月	—	御側御用取次本郷泰行	通達	老年によるお供免除及び勤番のみ勤めるとした内々の沙汰
二の10	文化10年4月10日	播磨赤穂森家	勘定奉行肥田頼常	伺	寛永九年の圃初につき、虫食いによる目減りによる米での圃置き及び秋の新初への切り替え願
二の11	文化10年5月	老中牧野忠精	—	通達	旗本の登城について
二の12	文化10年5月6日	上総久留里黒田家	勘定奉行小長谷政長	伺	領内の者が他領にて殺害された件で、他領における犯人追捕の伺い
二の13	文化10年5月	西丸小姓新番頭格押田勝長	勘定奉行小長谷政長	伺	素行が悪い領内の者を村払いの上で人別帳から外したい
二の14	文化10年6月9日	上野七日市前田家	寺社奉行脇坂安董	届	領内の寺において金子を弟子が盗み出奔した件
二の15	文化10年7月23日	播磨明石松平家	勘定奉行柳生久通	伺	明石城御用米蔵老朽化に伴う移転新築願
二の16	文化10年8月21日	美濃加納永井家	寺社奉行脇坂安董	伺	一条家からの用達の依頼に対する返答の問い合わせ
二の17	文化10年8月23日	肥前福江五島家	老中牧野忠精	届	領内へ測量に来た高橋作左衛門配下の者が病死した件の報告
二の18	文化10年9月8日	武蔵忍阿部家	勘定奉行柳生久通	伺	領内からの江戸廻米における荒川経路再利用に伴う間屋株新規取立

二の19	文化10年9月16日	駿河田中本多家	老中土井利厚	届	領内で起きた旗本長谷川家知行百姓による長谷川家家臣への暴行一件の顛末
二の20	文化10年9月20日	三河奥殿松平家	江戸町奉行根岸鎮衛	届	家来の姉の身持ちが悪い為、親類一同により久離する事で横付けし欲しい
二の21	文化10年10月	老中青山忠裕	—	通達	大目付廻状（川船の通行に際し無作法なことをしないこと）
二の22	文化10年10月13日	江戸町奉行永田正道	下総閑宿久世家	通達	水戸徳川家と井伊家の手船争論に関する領内船宿への処分
二の23	文化10年11月18日	西丸小姓組番頭佐藤信頼	西丸若年寄有馬誉純	届	領内百姓の妻が男子を出産したことの知らせ
二の24	文化10年12月14日	出羽上山松平家	江戸町奉行根岸鎮衛	伺	在所家来の城下商人からの借金滞納における家屋敷の引渡しについて
二の25	文化11年正月16日	但馬豊岡京極家	寺社奉行松平輝延	伺	入牢者を逃亡させた件で領分払にした見張り番二名につき掃国を許す際の処遇について
二の26	文化11年正月晦日	老中松平信明	下総閑宿久世家、美作勝山三浦家	通達	幕府役人や側衆への贈物は個人的贈答とは異なるので粗略の無いようにせよ。
二の27	文化11年3月16日	播磨三日月森家	老中牧野忠精	届	領内三日月宿で起きた火事の状況報告
二の28	文化11年4月11日	丹後宮津松平家	勘定奉行柳生久通	伺	文化3年の酒造自由化における酒株の扱い（新規・譲渡・休株）について
二の29	文化11年4月	越後村松堀家	月番御勝手	届	領内で起きた百姓と村役人との騒動
二の30	文化11年6月9日	越後村上内藤家	老中青山忠裕	届	領内で起きた百姓と村役人との騒動
二の31	文化11年6月18日	越後黒川柳沢家	老中青山忠裕	届	天領領額を問わず騒ぎを起こしている百姓の領内乱入
二の32	文化11年8月5日	寄合肝煎衆	—	通達	寄合廻状（門番交代や番所備品等の取り決め）

三の1	文化12年7月	尾張名古屋徳川家、美濃両須松平家	老中牧野忠精	届	大雨による領内被害の届け出
三の2	文化12年7月	美濃加納永井家	老中牧野忠精	届	大雨による領内被害の届け出
三の3	文化12年7月9日	伊勢長島増山家	老中牧野忠精	届	大雨による領内被害の届け出
三の4	文化12年7月9日	伊勢桑名松平家	老中牧野忠精	届	大雨による領内被害の届け出
三の5	文化12年7月26日	遠江浜松井上家	老中牧野忠精	届	大雨による領内被害の届け出
三の6	文化12年7月24日	下総高岡井上家	大目付中川忠英	伺	当主親族死去による服忌日数の確認
三の7	文化12年8月6日	尾張徳川家付家老竹腰家	目付初鹿野信政（英信）	伺	当主親族死去による服忌日数の確認
三の8	文化12年7月26日	常陸笠間牧野家	勘定奉行曲淵景露	伺	領内百姓が道中にて家中と偽り通行した件の処分
三の9	文化12年8月	伊勢久居藤堂家	—	通達	留守居廻状（神田橋門番において、当主が病欠の場合の届け出方法通達）
三の10	文化12年8月	美濃大垣戸田家	親類大名家	その他	領内洪水被害の老中土井利厚への届けを知らせる書状紹介
三の11	文化12年8月2日	近江膳所本多家	道中奉行柳生久通	伺	領内草津宿に道標の灯笼を造立する問い合わせ
三の12	文化12年8月13日	播磨安志小笠原家	老中土井利厚	伺	実兄（豊前小倉小笠原家当主）の逼塞処分に対する連座（差控え）の問い合わせ
三の13	文化12年10月	本丸目付高井実徳、本丸目付間宮信興	—	通達	将軍御成時における立ち寄りの際、下馬所における仕留めの取り決め
三の14	文化12年11月28日	常陸下妻井上家	老中青山忠裕	届	領内で発生した他領百姓変死一件が奉行所に達したことへの報告
三の15	文化13年7月29日	下野宇都宮戸田家	勘定奉行榊原忠之	伺	領内百姓が他領にて鉄砲を打ちかけられた一件
三の16	文化13年閏8月20日	—	—	通達	人宿における風儀悪化に対する申し渡し
三の17	文化13年11月25日	遠江横須賀西尾家	老中松平信明	伺	百姓騒乱鎮圧における鉄砲使用について
三の18	文化14年3月10日	常陸谷田部細川家	老中松平信明	届	下屋敷における博打に關わった家臣への自力処分
三の19	文化14年4月3日、4日	老中青山忠裕	対馬府中宗家、遠江浜松井上家	通達	朝鮮通信使接待における手当金二千両下賜（宗家）及び慎御免（井上家）
三の20	文化14年4月18日	—	—	その他	将軍世子徳川家慶が荻窪に鷹狩りに出掛けた際の通行予定場所書付
三の21	文化14年5月6日	越前鯖江間部家	勘定奉行榊原忠之	伺	領内百姓が非人番から借金を返済滞っている件の処置
三の22	文化14年5月10日	上野沼田土岐家	勘定奉行土屋康直	伺	領内における百姓殺害一件における死骸処置
三の23	文化15年正月20日	越後黒川柳沢家	目付内藤矩佳	伺	水戸徳川家の一ツ橋門通行に際し、雨天時における門番士の傘使用の確認
三の24	文化15年3月24日	下総生実森川家	勘定奉行榊原忠之	伺	領内における用水争論一件への奉行所調査願
三の25	文化15年3月28日	下総生実森川家	老中青山忠裕	届	領内における用水争論一件への奉行所調査願
三の26	文政元年5月	—	—	その他	松前奉行支配の者が犯した殺人事件の顛末
三の27	文政元年5月13日	越前大野土井家	老中阿部正精、西丸老中松平乗保	届	当主親族死去による服忌にと遠慮の申し出
三の28	文政元年5月18日	武蔵金沢米倉家	老中阿部正精	届	替紋を上下にも使用する申し出
三の29	文政元年5月23日	上総佐貫阿部家	老中阿部正精	届	異国人出船について竹ヶ丘陣屋より知らせが届いた旨の届け出
三の30	文政元年5月16日	相模小田原大久保家	老中阿部正精	届	異国船の知らせが届き、時機により人を浦留めに出す旨の届け出
三の31	文政元年5月16日	—	—	その他	相模沖に漂流した異国船に関する注進の記述
三の32	文政元年5月28日	上総飯野保科家	老中阿部正精	届	異国船出航に伴う番士引取りに関する浦賀奉行の達書到着
三の33	文政元年6月朔日	出羽上山松平家	老中青山忠裕、西丸老中松平乗保	届	参勤途上での発病及びその後の参勤予定の届け出
三の34	文政元年7月10日	西丸先手筒井武矩	若年寄植村家長	届	配下同心が殺害された件で、親族が奉行所吟味を望んでいる旨の届け出

四の1	文政元年7月11日	陸奥八戸南部家	老中酒井忠進	届	領内で鯨が打ちあがった旨の届け出
四の2	文政元年9月朔日	老中青山忠裕	—	通達	大目付廻状（仁孝天皇即位等に際しお使いの面々への諸家からの贈物が減少していることへの先格保守）
四の3	文政元年9月25日	陸奥八戸南部家	代官大岡孟清	届	天領で巡行僧が病死した件で、僧による南部領内逗留履歴を示す書類の存在に対する申し開き
四の4	文政2年3月26日	陸奥八戸南部家	大目付水野忠通、勘定奉行遠山景晋	届	領内類族の死亡及びこれにより類族存在無しになったことの届け出
四の5	文政2年4月7日	出雲松江松平家、筑後久留米有馬家	老中御勝手	届	松平家と有馬家との間で起きた駕籠出入不手際一件における両家の書付の紹介
四の6	文政2年4月11日	旗本松平岩之助、遠江掛川太田家	寺社奉行所	届	殺人・盗みを働いた無宿者処断に関する寺社奉行所への松平家・太田家両家の請書

四の7	文政2年4月12日	遠江掛川太田家	老中大久保忠真	届	上記四の6における届出
四の8	文政2年5月25日	老中水野忠成	伊予今治松平家	その他	老中水野忠成から伊予今治松平家への御目見における指南
四の9	文政2年6月11日	江戸町奉行岩瀬氏紀、 江戸町奉行榊原忠之	—	通達	町奉行からの達書（町火消及び町方の喧嘩口論について）
四の10	文政2年6月20日	尾張名古屋徳川家	老中青山忠裕	届	領内の大地震発生及びその被害状況報告
四の11	文政2年6月23日	尾張徳川家付家老成瀬家	老中青山忠裕	届	領内の大地震発生及びその被害状況報告
四の12	文政4年	町奉行所	美濃高富本庄家	通達	処分決定者が牢死した場合における処置における町奉行同心から本庄家への回答
四の13	文政4年正月2日	老中水野忠成	—	通達	勝手向難渋による村替願及び国役普請願
四の14	文政4年2月21日	西丸先手鉄砲頭松平乗倫	—	届	松平家組下同心宅での狼藉者一件における報告及び当事者による届出の紹介
四の15	文政4年3月10日	相模小田原大久保家	—	届	小田原城下における大火事発生
四の16	文政4年3月	常陸土浦土屋家	勘定奉行遠山景晋	伺	領内入作地の年貢滞納における未進分補填先及び未納者処分
四の17	文政4年3月29日	（長崎奉行力）	—	届	長崎における唐人と番所役人との間に起きた騒動の顛末
四の18	文政4年9月17日	寄合津田弾正（名代蒔田定交）	老中・若年寄	届	領内百姓が測量御用の功績により扶持等拝領したことに対する知行主の御礼手札の写
四の19	文政4年10月26日	越後黒川柳沢家	寺社奉行水野忠邦	伺	領内百姓・町家及び寺社からの出火の処置、並びに他領まで火が広がった場合の処置
四の20	文政4年12月25日	加賀金沢前田家	老中青山忠裕	届	加賀金沢前田家による支藩（加賀大聖寺前田家）の十万石への高直願
四の21	文政5年閏正月16日	老中土井利厚	同席老中	届	領内で発生した出火及び鎮火に関する口上の申し出
四の22	文政5年3月27日	—	—	その他	江戸城西丸において催された料理献立の紹介
四の23	文政5年4月12日	伊勢八田加納家	勘定奉行石川忠房	伺	領内の者と天領の者との騒動において双方に怪我が出た件の顛末
四の24	文政5年4月18日	出羽久保田新田佐竹家	江戸町奉行筒井政憲	届	行方不明の雇い徒士が他所で倒れているところを発見され死亡した一件の顛末及び町家主の訴状写
四の25	文政5年4月18日	—	—	その他	將軍家の位階昇進等に関する朝廷への献上物一覧

五の1	文政5年4月21日	小玉主税	勘定奉行石川忠房	伺	小荷駄馬や荷附牛を率いる者が不埒なことをした場合の取扱
五の2	文政5年5月20日	—	—	その他	徳川家慶生母香琳院十三回忌法要における鐘の目時及び宿坊割の記載
五の3	文政5年5月23日	丹後田辺牧野家	老中大久保忠真	伺	在所へ帰国するに際して伊勢神宮参詣願
五の4	文政5年7月21日	老中水野忠成	同席老中	届	老中水野忠成（駿河沼津水野家当主）による口述（加増地の郷村高帳を勘定所へ引渡）
五の5	文政5年8月2日	下総古河土井家	老中阿部正精	届	領内における大雨洪水被害の報告
五の6	文政5年8月6日	三河吉田松平家	老中水野忠成	伺	領内吉田橋修復に関する再願
五の7	文政5年9月15日	小普請組支配彦坂紹芳	町奉行所	届	彦坂支配の者宅に盗賊が入った旨の届出及び当事者の盗難届・紛失物届の紹介
五の8	文政5年10月27日	武蔵忍阿部家	鳥見森川八兵衛	伺	御提調場である領内百姓が瓦焼稼ぎを願ひ出ている件
五の9	文政5年11月6日	伊予大洲加藤家	老中水野忠成	伺	中・下屋敷が手狭故に亀戸村の抱屋敷にて処刑執行したい旨の伺い
五の10	文政5年11月11日	—	—	その他	不慎みによる普請方改役他二名の処分の紹介
五の11	文政6年	—	—	その他	武蔵忍阿部家、伊勢桑名松平家、陸奥白河松平家による三方所替の紹介
五の12	文政6年2月23日	將軍徳川家齊	大和柳本織田家	その他	歳暮祝儀に関する織田家への御内書写
五の13	文政6年6月13日	陸奥盛岡南部家	江戸町奉行榊原忠之	届	幕府から身分照会を受けた者が南部領内出生と申し出ている件への回答
五の14	文政6年8月9日	美作勝山三浦家	老中水野忠成	伺	領内百姓が医師処方薬服用で死亡した件で、医師が他領者であることによる奉行所への吟味願
五の15	文政8年	—	—	その他	当時の公家や武家を歌舞伎役者に見立てた一覧
五の16	文政8年3月14日	—	—	その他	黒書院での將軍出座の奏楽が開かれ、紀伊・水戸家以下登城した件の紹介
五の17	文政8年11月9日	陸奥一関田村家	寺社奉行松平信順	伺	領内寺院が不届により追院処分を受けた際の対応
五の18	文政9年正月3日	—	—	その他	越後三日市柳沢家において養子包三郎が顔に傷を負った一件の紹介
五の19	文政9年2月2日	丹後宮津松平家、 上総飯野保科家	老中松平乗寛	届	領内における雪崩被害
五の20	文政9年6月13日	陸奥七戸南部家	老中松平乗寛	伺	將軍増上寺参詣の折に幸福に詰めるべきところ急病になり、届出遅延等不念であった為に差控えすべきか
五の21	文政9年6月13日	伊予大洲加藤家	老中松平乗寛	届	領内の大雨による洪水被害
五の22	文政9年8月17日	伊予今治松平家	老中青山忠裕	届	領内の大雨による洪水被害
五の23	（文政10年カ）	—	—	その他	角力古今大男姓名
五の24	文政10年3月	若年寄增山正寧	—	通達	今度の位階昇進における將軍及び將軍世子の行列に伴う人数割

六の1	文政10年5月18日	—	—	その他	江戸町奉行筒井政憲役宅にて、密通につき入牢を申し付けられた町芸者20名一覧
六の2	文政11年正月19日	江戸町奉行榊原忠之、 江戸町奉行筒井政憲	—	通達	貸金出入裁許にかかる件における不相当な取扱への注意
六の3	文政11年2月19日	（老中松平乗寛力）	—	通達	將軍徳川家齊生母慈徳院靈廟への幕閣参詣
六の4	文政11年4月	旗本小堀政房	若年寄增山正寧	届	領内における山崩れ被害状況報告
六の5	文政11年5月6日	旗本本多忠興	若年寄堀田正敦	届	旗本小堀領隣村の山崩れによる領内における被害状況報告
六の6	文政11年6月14日	老中水野忠成	豊前小倉小笠原家他6家	通達	供連の家臣の作法がよいことへの評価
六の7	文政11年8月29日	老中松平乗寛	大目付・目付	通達	幕府道具を持ち運ぶ黒緞者が他の大名家や旗本家と通行をめぐり争論を起こしている件への注意
六の8	文政12年正月	—	—	その他	不埒の者を見聞した場合年行事より組合中へ知らせること等の紹介
六の9	文政13年2月8日	—	目付金森可充	通達	江戸城内御道替での不調法による差控処分